

岐阜市地域包括支援センター運営業務委託事業者選定 に係る公募型プロポーザル質問票に対する回答書

No	質 問	回 答
◆実施要領		
1	2 委託する業務内容等 (4) 委託料の予定価格等①予定価格 予定価格は年額という理解でよろしいか。	ご提示している予定価格は、3年間（令和6年度～令和8年度）の価格となります。
2	2 委託する業務内容等 (4) 委託料の予定価格等①予定価格 初年度の予定価格に初度調弁（机、椅子、PC）等を入れても差し支えありませんか。可能な場合、その範囲をご教示ください。	差し支えありません。予定価格の範囲内で、業務上必要となるものについて計上してください。
◆応募様式		
1	(様式1) 岐阜市地域包括支援センター公募参加申請書（兼参加資格審査申請書） 複数の箇所を応募する場合、応募圏域のチェックボックスに複数チェックを入れ、1つの参加申請とすることで差し支えないですか。	差し支えありません。ただし、様式5・様式6・様式11（様式11-1～11-3含む）は、それぞれにご準備いただき、業務委託名 No. 1～3のどれにあたるものか明記ください。
2	(様式1) 岐阜市地域包括支援センター公募参加申請書（兼参加資格審査申請書） 担当者を現在の受託している包括職員にしても差し支えないですか。	現在受託していただいている岐阜市地域包括支援センターの運営業務委託仕様書内では、「第1 センターの運営 6 センターの適正な運営に向けての取り組み (1) 基本職員の行動に関する指針 ① 他業務への関与の制限」に、「ウ 受託法人の組織における管理業務（センターに関する管理業務を除く。）は、他業務に含まれる。」と規定されています。したがって、今回の公募参加申請書に記載する法人担当者については、現在受託していただいている包括職員と兼務することはでき

		<p>ません。</p> <p>※他業務：基本職員が、受託法人が行う業務のうち仕様書の規定により関与が認められないもの</p>
3	<p>(様式3) 法人の概要・運営理念等</p> <p>法人の実施事業、運営理念について、複数の法人をグループとして運営している場合、全て書くことで差し支えないですか。</p>	<p>岐阜市地域包括支援センターの受託をご検討いただいている法人の、概要・運営理念等についてお願いいたします。</p>
4	<p>(様式4) 法人役員名簿</p> <p>役員のほかに備考欄に「事業所を管理する者について記入してください」とありますが、事業所が10以上ある場合、すべての者を記載する必要がありますか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
5	<p>(様式7) 高齢者の保健・医療・福祉・介護サービス等の実績</p> <p>様式7において、表面では「介護保険サービス事業」という高齢者向けサービスについての記載を求められ、裏面は「高齢者への保健・医療・福祉サービスについて」の記載を求められ、違いがはっきりしません。</p> <p>また表面では活動実績数等を、裏面では活動実績の記入を求められており、さらに表面の「等」があるので数字以外の記入があるとなると、違いがはっきりしません。</p> <p>お手数ですが、違いがわかるようにご回答願います。</p>	<p>表面の「現在実施している介護保険サービス事業について」は、介護保険サービスの、「居宅介護支援」「居宅サービス」「施設サービス」「地域密着型サービス」の4つについてご記入ください。</p> <p>裏面の「高齢者への保健・医療・福祉サービスについて」は、介護保険に係るサービスではなく、地域の一般高齢者や事業対象者等に向けた、介護予防に関する取り組み実績についてお尋ねしております。</p> <p>例えば、地域の高齢者が集うサロンに健康教育のため出向いた、地域で実施されている保健・医療・福祉に関するイベントに出席した等、ご記入ください。</p> <p>また、地域包括支援センターが実施する地域ケア会議にアドバイザーとして参加する等、圏域内外の保健・医療・福祉部門の関係機関との連携により、地域の一般高齢者や事業対象者等の介護予防に貢献した実績があればご記入ください。</p> <p>活動実績数等の「等」には、そのサービスにおいて力を入れている事など、自由に記載していただく部分を含めております。裏面に</p>

		お示ししている活動実績には「等」はありませんが、表面と同様に自由にご記載ください。
◆その他必要書類		
1	<p>(資料4) 法人の貸借対照表、損益計算書(事業活動収支計算表)、キャッシュフロー計算書(資金収支計算書)、財産目録(それぞれ直近3か年分)</p> <p>キャッシュフロー計算書は、決算書の提出でもよろしいでしょうか。</p>	<p>キャッシュフロー計算書は、決算書を構成する財務三表のひとつであるため、差し支えありません。</p>